

報道関係者各位

令和5年11月2日
感染症対策センター感染症対策グループ
感染症対策監 大森 栄治
電話 055-223-1490

山梨県のインフルエンザの発生状況について (中北保健所管内で警報レベル入り)

令和5年第43週(10月23日～10月29日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

(インフルエンザの定点あたり報告数)
中北保健所管内：37.15人

警報レベル基準値の30.00以上となったことから、中北保健所管内はインフルエンザの警報レベルに入ったと考えられます。

インフルエンザについては例年12月から3月頃に流行がみられますが、本年は過去10年で最も早く流行入りしています。流行入り後も定点あたり報告数は増加しており、学級閉鎖等の措置をとる施設も増加していることから、予防対策について改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

1. 流行入り等の考え方

県内全体で1定点医療機関あたりの報告数が	1.00を超える	流行入りの目安
保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が	10.00以上	注意報レベル
保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が	30.00以上	警報レベル

【中北保健所管内】 13 定点医療機関の合計報告数 483 人 $483 \text{ 人} \div 13 \text{ 医療機関} = 37.15$

2. 本県の状況

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
43 週 (10/23～10/29)	29.56	37.15	28.14	5.33	22.11	35.22
42 週 (10/16～10/22)	18.34	18.77	16.57	5.00	15.44	26.44
41 週 (10/9～10/15)	11.22	13.54	5.29	4.00	13.89	12.22
40 週 (10/2～10/8)	9.85	12.46	5.29	1.67	10.44	11.78
39 週 (9/25～10/1)	6.32	7.85	4.14	0.33	6.22	7.89

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間(幼児は3日)は自宅で休息を取るようになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。